

福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進し、居住の安定を図ることを目的に、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日付け国住備第132号。以下「家賃対策調整補助金要綱」という。）、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成29年4月26日付け国住備第14号。以下「改修事業要綱」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）、家賃対策調整補助金要綱、改修事業要綱及び福島県賃貸住宅供給促進計画（平成29年12月）に定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 家賃対策調整補助金要綱に基づく住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の交付を受けて行うもの（以下「家賃低廉化補助」という。）。
- (2) 家賃対策調整補助金要綱に基づく住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃債務保証料及び孤独死・残置物に係る保険料（以下「家賃債務保証料等」という。）に係る補助金の交付を受けて行うもの（以下「家賃債務保証料等低廉化補助」という。）。
- (3) 改修事業要綱に基づく補助金の交付を受けて行うもの（以下「改修費補助」という。）。

(補助金の交付)

第4条 県は、別表の第1欄に掲げる補助対象事業ごとに、同表第2欄に掲げる経費の額を交付する市町村に対し、同表第3欄に掲げる補助金を交付することができる。

2 別表に掲げる補助は、第6条の交付決定の時期にかかわらず、交付申請を行う年度の4月1日以降の事業に要する経費の額を補助の対象とすることができる。

3 補助金の総額の算定にあたっては、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、市町村は、次に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 市町村予算議決書等の写し
- (2) 市町村が定める補助対象事業に係る交付要綱等の写し
- (3) 補助対象事業に係る国の補助金交付決定通知書又は国に提出した補助金交付申請書の写し

(補助金の交付決定の通知)

第6条 知事は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき、第2号様式により、その内容等を市町村に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更(補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、補助金額の変更を伴わない軽微な変更を除く。)しようとする場合、市町村は、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金変更交付申請書(第3号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 規則第6条第1項第2号の規定に基づき事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、福島県住宅セーフティネット促進補助事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請を取り下げることができる期日は、交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日とし、市町村は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村は、規則第11条の規定による事業の遂行の報告を福島県住宅セーフティネット促進補助事業遂行状況報告書(第5号様式)により、交付決定後、毎会計年度各四半期(第4・四半期を除く。)ごとに、当該期間経過後10日以内に行うものとする。

(完了実績の報告)

第10条 市町村は、補助事業が完了したときは、その完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条第1項に規定する完了実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告は、福島県住宅セーフティネット促進補助事業完了実績報告書（第6号様式）によるものとし、次の各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 家賃低廉化補助

- ①完了実績報告内訳書（第6号様式別表1）
- ②入居者の入居資格を確認できる書類
- ③住宅の近傍同種家賃を確認できる書類
- ④入居者負担額の設定根拠を確認できる書類
- ⑤賃貸借契約書の写し
- ⑥入居期間を確認できる書類
- ⑦市町村が行った検査調書又は額確定通知書等の写し
- ⑧知事が必要と認める書類

(2) 家賃債務保証料等低廉化補助

- ①完了実績報告内訳書（第6号様式別表2）
- ②入居者の入居資格を確認できる書類
- ③低廉化前の家賃債務保証料等を確認できる書類
- ④賃貸借契約書の写し
- ⑤家賃債務保証料等に係る契約書の写し
- ⑥市町村が行った検査調書又は額確定通知書等の写し
- ⑦知事が必要と認める書類

(3) 改修費補助

- ①完了実績報告内訳書（第6号様式別表3）
- ②改修前後の図面及び写真
- ③工事請負契約書等の写し
- ④改修工事等に係る費用の内訳を確認できる書類の写し
- ⑤耐震改修にあたっては、改修後の耐震性能を確認できる書類の写し
- ⑥調査設計計画（インスペクション含む）にあたっては、業務委託契約書及び成果を確認できる書類の写し
- ⑦市町村が行った検査調書又は額確定通知書等の写し
- ⑧知事が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条の完了実績報告書等を受理した場合は、規則第14条の規定により、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた市町村は、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付請求書（第8号様式）を速やかに知事に提出しなければならない

ない。

(不適合等に係る報告)

第13条 市町村は、補助対象事業が規則第16条第1項若しくは第2項の規定に該当するとき又は家賃対策調整補助金要綱、改修事業要綱若しくは第18条に掲げる法令等に適合しないときは、福島県住宅セーフティネット促進事業の不適合等に係る報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の規定は、第11条の規定による補助金額の確定があった後においても適用する。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(市町村に対する指導及び助言)

第15条 知事は、市町村長に対して、本事業の適正な執行のために必要な指導及び助言することができる。

(権限の委任)

第16条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、事業地域を所管する福島県建設事務所長に委任する。

(書類の提出)

第17条 この要綱により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第18条 本事業の運営に関しては、この要綱によるほか、次の各号に定めることにより行うこととし、その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

(3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）

附 則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。

別 表

1 補助対象事業名	2 補助対象経費	3 補助金の額
家賃低廉化補助	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃の低廉化を行う者に補助する費用（家賃対策調整補助金要綱第4第4項及び第7項に規定する補助対象に限る。）	第2欄に掲げる経費から家賃対策調整補助金要綱に基づく国の補助額を控除した額の2分の1以内の額。 ただし、一の専用住宅において、1月あたり1万円を限度とする。
家賃債務保証料等低廉化補助	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃債務保証料等の低廉化を行う者に補助する費用（家賃対策調整補助金要綱第4第8項に規定する補助対象に限る。）	第2欄に掲げる経費から家賃対策調整補助金要綱に基づく国の補助額を控除した額の2分の1以内の額。 ただし、一の専用住宅において、1万5千円を限度とする。
改修費補助	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するため住宅等の改良を行う者に補助する費用（改修事業要綱第4条に規定する補助対象に限る。）	第2欄に掲げる経費から改修事業要綱に基づく国の補助額を控除した額の2分の1以内の額。 ただし、一の専用住宅において、25万円（改修事業要綱第4条第1項第一号から第六号までに掲げる工事を実施する場合は、50万円とする。）を限度とする。

福島県 建設事務所長

市 町 村 長

福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり福島県住宅セーフティネット促進補助事業を実施したいので、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

1 事業計画

(1) 事業の内容

(単位：千円)

補助対象事業※	件数 (予定)	補助金の算出の基礎	補助金交付 申請額	備考
合計				

※補助対象事業の欄には、家賃低廉化補助、家賃債務保証料等低廉化補助及び改修費補助の別を記載すること。

(2) 事業の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

(添付書類)

市町村予算議決書等の写し

市町村が定める補助対象事業に係る交付要綱

補助対象事業に係る国の補助金交付決定通知書又は国に提出した補助金交付申請書の写し

第2号様式

福島県指令 第 号

市 町 村

年 月 日付けで申請のありました 年度福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金については、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付する。

年 月 日

福島県 建設事務所長 ○○ ○○

記

- 1 補助金の交付決定額は次のとおりとする。

交付決定済額	今回交付決定額	計

- 2 補助金を充てる事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。

- 3 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で、補助金を充てた事業の当該年度の事業費の実績額に基づいた額をもって行うものとする。

- 4 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を充てる事業の実施について、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認又は指示を受けること。

イ 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき

ロ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき

ハ 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき（交付申請を行う日の属する年度内で6か月未満の延長を除く。）又は事業の遂行が困難となったとき

第3号様式

番 号
年 月 日

福島県 建設事務所長

市 町 村 長

福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金変更交付申請書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあつた事業に関する補助金について、下記のとおり変更したいので、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更後の事業計画

(1) 事業の内容

(単位：千円)

補助対象事業※	件数 (予定)	補助金の算出の基礎	補助金交付 申請額	備考
合計				

※補助対象事業の欄には、家賃低廉化補助、家賃債務保証料等低廉化補助及び改修費補助の別を記載すること。

※変更前の内容を上段に () 書きすること。

(2) 事業の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 変更理由

(注) 添付書類は、すべて交付申請書の添付書類を準用する。

第4号様式

番 号
年 月 日

福島県 建設事務所長

市 町 村 長

福島県住宅セーフティネット促進補助事業中止（廃止）承認申請書

下記により 年度福島県住宅セーフティネット促進補助事業の事業計画
を中止（廃止）したいので、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交
付要綱第7条第2項の規定により承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の内容

第5号様式

番 号
年 月 日

福島県 建設事務所長

市 町 村 長

福島県住宅セーフティネット促進補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあつた事業の第 四半期における遂行状況を福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

(単位：千円)

補助対象事業※	交付決定額	執行済み額	執行見込額	残額	備考
合計					

※補助対象事業の欄には、家賃低廉化補助、家賃債務保証料等低廉化補助及び改修費補助の別を記載すること。

第6号様式

番 号
年 月 日

福島県 建設事務所長

市 町 村 長

福島県住宅セーフティネット促進補助事業完了実績報告書

年度において、下記のとおり福島県住宅セーフティネット促進補助事業を実施したので、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその実績額

補助金交付決定額 円

補助金実績額 円

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

(添付書類)

完了実績報告内訳書(別表1～3)

福島県住宅セーフティネット促進補助事業完了実績報告内訳書（家賃低廉化補助）

賃貸人等の名称	登録番号	住宅の名称	部屋番号	入居者氏名	入居者所得 ^{※1}	入居者の属性 ^{※2}	近傍同種家賃	家賃 ①	入居者負担額 ②	補助対象経費 (月額) ①-②=③	入居期間	管理月数 ④	補助対象経費 市町村が 補助する費用 ③×④=⑤	国の補助額 ⑥	補助金実績額 (⑤-⑥)× 1/2	家賃債務保証料 等低廉化補助の 有無
					円		円	円	円	円	年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	円	円	円	
					円		円	円	円	円	年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	円	円	円	
					円		円	円	円	円	年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	円	円	円	
					円		円	円	円	円	年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	円	円	円	
					円		円	円	円	円	年 月 日～ 年 月 日	ヶ月	円	円	円	
合 計													円	円	円	

※1 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第三号に定める収入とする。

※2 入居者の属性について、「低額所得者」以外の属性を記入する（例 高齢者、障がい者、子どもを養育している者等）。

（添付書類）添付書類に不足がないことを確認の上、□にチェックを入れてください。

- 入居者の入居資格を確認できる書類
- 住宅の近傍同種家賃を確認できる書類
- 入居者負担額の設定根拠を確認できる書類
- 賃貸借契約書の写し
- 入居期間を確認できる書類
- 市町村が行った検査調書又は額確定通知書等の写し
- 知事が必要と認める書類

【提出時チェックリスト】

完了実績報告書の提出にあたっては、要件等に関する次の項目について確認の上、□にチェックを入れてください。

チェック項目	市町村チェック欄
補助対象の住宅が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
入居者所得が、家賃対策調整補助金交付要綱で定める額を超えないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
入居者負担額が、公営住宅並み家賃であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
補助金実績額に誤りがないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
その他、家賃対策調整補助金交付要綱の規定を満たしていることを確認した。	<input type="checkbox"/>

福島県住宅セーフティネット促進補助事業完了実績報告内訳書（家賃債務保証料等低廉化補助）

保証会社等の名称	登録番号	住宅の名称	部屋番号	入居者氏名	入居者所得 ^{※1}	入居者の属性 ^{※2}	家賃債務保証料等 ①	入居者負担額 ②	補助対象経費 市町村が補助する費用 ①-②=③	国の補助額 ④	補助金実績額 (③-④) × 1/2	家賃低廉化補助の有無
					円		円	円	円	円	円	
					円		円	円	円	円	円	
					円		円	円	円	円	円	
					円		円	円	円	円	円	
					円		円	円	円	円	円	
合 計									円	円	円	

※1 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第三号に定める収入とする。

※2 入居者の属性について、「低額所得者」以外の属性を記入する（例 高齢者、障がい者、子どもを養育している者等）。

（添付書類）添付書類に不足がないことを確認の上、□にチェックを入れてください。

- 入居者の入居資格を確認できる書類
- 低廉化前の家賃債務保証料等を確認できる書類
- 賃貸借契約書の写し
- 家賃債務保証料等に係る契約書の写し
- 市町村が行った検査調書又は額確定通知書等の写し
- 知事が必要と認める書類

【提出時チェックリスト】

完了実績報告書の提出にあたっては、要件等に関する次の項目について確認の上、□にチェックを入れてください。

チェック項目	市町村チェック欄
補助対象の住宅が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
保証会社等が、家賃対策調整補助金交付要綱第4第8項第三号に該当する者であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
入居者所得が、家賃対策調整補助金交付要綱で定める額を超えないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
家賃債務保証料等の額が、適正な水準であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
補助金実績額に誤りがないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
その他、家賃対策調整補助金交付要綱の規定を満たしていることを確認した。	<input type="checkbox"/>

福島県住宅セーフティネット促進補助事業完了実績報告内訳書（改修費補助）

賃貸人等の名称	登録番号	住宅の名称	部屋番号	近傍同種家賃	家賃	入居対象者の属性 ^{※1}	改修工事等の内容 ^{※2}	改修工事等に係る費用		国の補助額 ^②	補助金実績額 (①-②) × 1/2
									うち補助対象経費 〔市町村が補助する費用〕 ①		
				円	円			円	円	円	円
				円	円			円	円	円	円
				円	円			円	円	円	円
				円	円			円	円	円	円
				円	円			円	円	円	円
合 計								円	円	円	円

※1 入居対象者の属性を記入する（例 低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者等）。

※2 改修事業要綱第4条第1項各号に掲げる改修工事等の内容を記入すること。

（添付書類）添付書類に不足がないことを確認の上、□にチェックを入れてください。

- 改修前後の図面及び写真
- 工事請負契約書等の写し
- 改修工事等に係る費用の内訳を確認できる書類の写し
- 耐震改修にあたっては、改修後の耐震性能を確認できる書類の写し
- 調査設計計画（インスペクション含む）にあたっては、業務委託契約書及び成果を確認できる書類の写し
- 市町村が行った検査調書又は額確定通知書等の写し
- 知事が必要と認める書類

【提出時チェックリスト】

完了実績報告書の提出にあたっては、要件等に関する次の項目について確認の上、□にチェックを入れてください。

チェック項目	市町村チェック欄
補助対象の住宅が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての管理の期間が10年以上に設定されていることを確認した。	<input type="checkbox"/>
家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
改修工事等に係る費用が、改修事業要綱第4条第1項に掲げる費用に該当していることを確認した。	<input type="checkbox"/>
補助金実績額に誤りがないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
その他、改修事業要綱の規定を満たしていることを確認した。	<input type="checkbox"/>

第7号様式

番 号
年 月 日

市町村長 様

福島県 建設事務所長

福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった福島県住宅セーフティネット促進補助事業について、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

記

確定金額	円
交付決定額	円
返還金額	円

第8号様式

番 号
年 月 日

福島県 建設事務所長

市 町 村 長

福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあつた福島県住宅セーフティネット促進補助事業について、下記により金 円を交付してくださるよう請求します。

記

事業費	円
交付決定額	円
今回請求額	円
残 額	円

第9号様式

番 号
年 月 日

福島県 建設事務所長

市 町 村 長

福島県住宅セーフティネット促進補助事業の不適合等に係る報告書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあつた福島県住宅セーフティネット促進補助事業について、福島県住宅セーフティネット促進補助事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 適合しない内容
- 2 適合しない理由
- 3 補助金額

交付決定額	円
確定金額	円
請求済金額	円
返還予定金額	円